

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.011

処 分 名	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可
処 分 の 概 要	道路予定区域に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 91 条第 2 項 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 19 条第 4 項
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 申請内容と道路計画部署及び道路工事部署の意見、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路計画上の支障の有無を総合的に判断する。</li><li>■ 都市計画法第 5 3 条に基づく建築許可基準を例とする。</li><li>■ 既に道路築造工事中の路線に占用する場合は、工事部署との調整。</li></ul>
標準処理期間	20 日(休日は含まない)
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

■道路法施行令

(道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用)

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。